

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ1 『旭川地方裁判所における裁判員裁判の実施状況及び課題について』

テーマ2 『少年の補導委託の活性化について』

1 開催日時 平成28年12月1日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所

3 出席者（50音順・敬称略）

地裁委員 稲毛典子，海保一恵（兼務），柏川法潤（兼務），高橋弘道，戸田久（兼務），富川泰志，羽原美奈子，武藤貴明

家裁委員 海保一恵（兼務），柏川法潤（兼務），小林史人，田畑姫都美，千葉胤久，戸田久（兼務），西村卓也

事務局 佐藤英彦刑事部総括判事，石田有二郎刑事首席書記官，稲葉嘉隆刑事次席書記官，坂井稔首席家裁調査官，宮崎智次席家裁調査官，井田久敏地裁事務局長，村上奉文家裁事務局長，関下健二地裁総務課長，堤正則地裁総務課課長補佐

4 議 事

(1) 開会宣言

(2) 委員交代の報告

(3) 新任委員の自己紹介

(4) 説明及び意見交換等（テーマ1 『旭川地方裁判所における裁判員裁判の実施状況及び課題について』）

ア 事務局から，旭川地方裁判所における裁判員裁判の実施状況について説明した。

イ 質疑応答

委員 裁判員候補者名簿は選挙人名簿を利用して調整されるという説明があったが、1200人に絞り込むためにどのような調整をしているのか。

事務局 裁判所で絞り込んでいるわけではなく、自治体ごとの人口に応じて裁判所で人数を割り振り、その人数に応じた名簿を各自治体の選挙管理委員会から提出してもらっている。

委員 裁判員の職務従事期間の比較で全国の平均日数より旭川地裁の平均日数が少ないのは、取り扱った事件の性質が異なることが原因と考えられるとの説明があったが、裁判員として裁判に参加した感想についての旭川地裁のアンケート結果が全国より良くないこととの関連性はあるのか。

事務局 明確な関連性は分からないが、評議における議論の充実度の旭川地裁のアンケート結果では、「十分に議論ができた」という回答が全国の数値より若干少ないということと、職務従事期間の平均日数が全国より少ないことについては、職務従事期間は評議を含めての期間であるので、何らかの関連性があるのかもしれない。

委員 旭川地裁の裁判員の選任数について、1件につき裁判員が6人選任されているところ、平成23年は、8件で42人となっているが、なぜ人数が少ないのか。また、裁判員候補者の出頭率が全国的に減少傾向にあるとの説明があったが、最近発生した裁判員に対する声掛け事件により不安や危険を感じていることが影響しているなど、減少傾向の原因が分かれば教えてほしい。

事務局 平成23年の選任数が事件数と比べて少ないのは、共犯事件で2人の被告人を一緒に審理した場合には、2人の被告人の事件を裁判員6人で審理することがあり、そのような事情によるものである。裁判員候補者の出頭率の減少については、明確な原因は分

かっていないが，配布資料に記載の出頭率は平成27年までのデータであることから，裁判員に対する声掛け事件が発生する前から減少傾向が始まっていることになる。

委員長 裁判員候補者の出頭率を確保するために裁判所が努力すべきことはあるか。

事務局 まずは，裁判員をやってみたいという気持ちになってもらうことが肝要であると考えている。そのような気持ちになってもらうためには広報も必要であるが，実際に裁判員を経験した方から，やってよかったと言ってもらうことが基本になると思うので，地道な努力を続けていきたいと考えている。

委員 裁判員制度が導入されてから7年が経過し定着してきていると思うが，導入された当初は，一般市民として，法律に関する知識を有していない人が裁判員として参加することに重責を感じ，不安に思っていた。旭川地裁で裁判員として裁判に参加した人の感想の中で「よい経験と感じなかった」，「あまりよい経験とは感じなかった」と回答している人の割合が合わせて8パーセントとなっているが，そのように回答した理由の詳細を把握していれば教えてほしい。

事務局 個々の事件のデータは持ち合わせていないので確定的なことは言えないが，評議における議論の充実度のアンケート結果で「不十分であった」と回答している人の割合が8.8パーセントであることと関連性があるかもしれないことを考えると，今後，裁判員との評議については，引き続き，より一層丁寧に行って十分に納得してもらった上で判断してもらえるような運用を心掛けたいと考えている。

ウ 事務局から，旭川地方裁判所における裁判員等の安全確保に関する方策

等について説明し、旭川地方裁判所の庁舎内を見学した。

エ 意見交換

委員長 当裁判所で予定している裁判員等の安全確保のための動線等を見ていただき、当裁判所としては、安全確保の実効性を確保しつつ、裁判員等の皆様に負担感を与えないよう検討したつもりであるが、委員の皆様には、一般の方の視点、あるいは、裁判員等に選ばれた場合の視点で気付いた点があれば発言をお願いしたい。

委員 法廷の裁判員の席から被告人と視線が合う状態であったが、被告人から裁判員が見えないように衝立をすることなどは考えていないのか。

事務局 現状の制度ではそのような措置は予定されていない。被告人に対する恐怖心については、十分に安全配慮等に意を尽くして対応していくことを考えている。

委員 裁判員の中には隔離されることが窮屈に感じて、積極的に外部の人と接触をしたいという人がいるかもしれないが、外部の人と接触した場合に罰則等はあるのか。

事務局 裁判員裁判期間中は、基本的には外部の人との接触は禁止されている。もちろん家庭や職場に行くことを禁止しているものではなく完全な隔離ではないが、基本的には、不当な影響を受けることのないよう一部罰則等も設けられている。また、評議の内容については、評議の秘密ということで守秘義務が課せられているが、例えば、裁判員を経験した後の感想等は守秘義務の範囲外ということになる。裁判員には、評議が終わった際に裁判官から守秘義務の内容等を説明している。

委員 裁判員専用の駐車場と出入口を設けて、できるだけ外部の人との接触を避けるということは意味があると思ったが、専用の場所

を決めてしまうと裁判員であることが分かってしまい、逆に接触されやすくなるおそれはないか。

事務局 確かに専用の場所が分かるとそこで接触するおそれが生じるが、その場所に裁判所職員を配置して、接触がありそうなときには裁判所職員が対応することを考えている。専用の場所を設けないと、逆に裁判所職員の目の届かないところで接触されることも考えられるので、現状では、専用の場所を設けて裁判所職員を配置することを考えている。

委員 裁判所職員が外から見ているとはいえ、喫煙場所がかなり狭く、一般の人と一緒にすることが多いのではないか。

事務局 裁判員専用の喫煙場所を設けることは難しい状況であることから、現状では、喫煙時には裁判所職員が付き添って何かあったときには対応すること予定している。今後、さらに工夫すべきことがあれば検討していきたいと考えている。

委員 先ほど裁判員経験者のアンケート結果の話があったが、アンケート結果は、裁判所から検察庁にも情報提供をもらっており、検察庁でも参考にしている。また、年に1回、裁判所主催で裁判員経験者との意見交換会を開催しており、検察官も参加して、裁判員経験者からの貴重な意見を参考にしている。

委員 旭川管内は管轄区域が広く、遠方から出頭する裁判員は大変だろうと思うが、出頭率の減少に影響しているのか。

事務局 遠方から出頭する人には宿泊料が支払われている。出頭率への影響に関しては、旭川市内の人でも出頭しない人がいることから、地理的な問題が影響しているとは一概には言えない。

委員 裁判員の安全確保については、裁判所職員の目の届く範囲で配慮していることは分かったが、仮に自分が裁判員に選ばれたとき

のことを考えると、裁判所にいるときは安全であっても裁判所から出た後や逆恨みなどの不安が残ると感じた。

事務局 不安を持たれることはごもっともだと思うが、不安があるときにはいつでも裁判所職員に連絡できる態勢をとっており、窓口となる職員の連絡先を事前に裁判員にお知らせしている。

委員 逆恨みなどの身体的な不安ではなく、裁判員に選ばれたときに、人が人を裁くというようなことができるのかといった倫理的な問題での不安がある。

事務局 裁判員に選任された直後にそのような不安や緊張感を持つ人が多いと思うが、裁判官からは、個人として結論を出すのではなく、裁判官3人と裁判員6人がチームとなって、話し合って結論を出すことになるので、個人で抱え込む必要はないということを説明している。また、法律のことを知らないということに不安を感じる人もいるが、法律を知らないのはむしろ当たり前であり、法律の専門家はそもそも裁判員になれないことになっており、裁判員は法律を知らないという前提で法曹三者がどのように分かりやすく説明するかということを日々研さんしているところである。

委員 不安を感じていることも人それぞれ違うと思うので、それぞれの不安に対して緩和されるように説明してもらえるとありがたい。

(5) 説明及び意見交換（テーマ2『少年の補導委託の活性化について』）

ア 事務局から、少年の補導委託の活性化について説明した。

イ 意見交換

委員 保護観察所では、保護観察付の人の就労を企業にお願いすることはあるが、就労希望者よりも受け入れ企業数が少なく、なかなか仕事が決まらない人もいる。

委員 どのような非行をした少年を補導委託の対象にするのか。

事務局 非行の種別で決まっているわけではないが、一般の人に少年を預けたり通わせたりして指導を受けるとなると、指導を受ける気持ちになっていない少年をお任せすることはできないので、非行の種別は窃盗や暴力系の非行などいろいろであるが、それよりも本人の覚悟の度合いが重要である。また、家裁調査官の調査の結果、少年院へ送致しなくても社会の中で自力更生できるかどうか悩ましいときがあり、そのような少年を対象とすることを考えている。補導委託をする場合は、調査官が何度も行って観察し、委託先に迷惑をかけないようにしている。

委員 補導委託先が少ないということだが、実際に何か所あるのか。

事務局 旭川家裁管内に家裁専用の補導委託先はなく、更生保護施設や札幌家裁の補導委託先を借りているのが実情である。

委員 広報として募集はしているのか。

事務局 現状では広報活動はしていないが、今回のような委員会の機会に委員の皆様の実情を知っていただくことが第一段階かと思っている。

委員 試験観察というのは鑑別所と合同で行うのではなく、裁判所が単独で行うものなのか。

事務局 試験観察というのは、裁判官が最終処分を決める前に試験的な観察をするという決定であり、裁判所が行うものである。ただし、保護観察付の少年が再犯したときに、裁判所の試験観察と保護観察が一時期並行することはある。

委員 補導委託先の新規開拓については、商工会議所に相談してみるとか市町村の広報の場を借りて説明会を行ってみるなどの活動をしたらよいのではないかと感じた。

事務局 家裁調査官が美容室や食堂に出向いてお願いをするなどの活動をしているが、なかなか見つからないのが現状である。当裁判所の管轄は広く、他にも牧場や漁業など様々な事業所が考えられるので、引き続き活動していきたい。

(6) 次回開催日時等

次回の地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会を合同開催とし、テーマを「調停について」（仮題）として、平成29年5月17日（水）午後3時に開催することとされた。

(7) 閉会宣言

配 布 資 料

資料1 スライド画面「裁判員裁判の実施状況について」

資料2 パンフレット「よくわかる！裁判員制度Q&A」

資料3 平成28年8月広報テーマ「裁判員裁判の実施状況～経験者の声もお知らせします～」

資料4 平成27年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料

資料5 レジューメ「少年の補導委託の活性化について」

資料6 パンフレット「少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～」

(配布資料添付省略)